

産業廃棄物処分別業許可証

住所 東京都中野区江原町一丁目25番11号

氏名 株式会社小川商会
代表取締役 佐々木 和幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子

許可の年月日 令和 元年 9月17日

許可の有効年月日 令和 6年 9月16日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

ア 圧縮 : 金属くず（空缶に限る。）

（以上1種類）

イ 破碎 : 廃プラスチック類（廃硬質プラスチック、廃OA機器、廃梱包材、建築廃材を除く。）、金属くず（廃什器類、配管等の切削くず、建築廃材、廃設備機器を除く。）、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（廃石膏ボード、レンガくず、建築廃材を除く。）

（以上3種類）

2 事業の用に供する施設

施設所在地 東京都中野区江原町一丁目25番11号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
圧縮	金属くず（空缶に限る。）	4.21(t/日)		平成21年8月25日		
破碎	廃プラスチック類	3.54(t/日)	3.54(t/日)	平成12年5月1日		
	金属くず	3.76(t/日)				
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	3.32(t/日)				

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から16時までとすること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、〔都民の健康と安全を確保する環境に関する条例〕及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 11年 9月 17日 新規許可
令和 元年 9月 17日 更新許可 第4回

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

（以下余白）

東京都